

2 弁護士倫理に関するフランス調査

フランス調査班

(白取祐司・森下弘・水谷規男・加藤克佳・田淵浩二)

I 前提理解

1 弁護士に登録を認められる際の宣誓：

”Je jure, comme avocat, d'exercer mes fonctions avec dignité, conscience, indépendance, probité et humanité.” (私は弁護士として、品位、良心、独立性、誠実さと人間性をもって職務を遂行します)

2 弁護士倫理違反が刑法に触れる場合の伝統的3類型：

- ①職務上の秘密漏泄罪 (刑法典226-13条)
- ②加重的背信罪 (刑法典314-2条) (例：CARPAの横領)
- ③被拘禁者への物品不正供与 (刑法典434-35条)

→③の罪は、弁護士によって犯された場合、「職務上拘禁施設に立ち入る資格を有している」がゆえに、刑が加重される (同条2項)。

3 弁護士懲戒の要件と手続

懲戒委員会 (conseil de discipline) の法改正

－1971年12月31日法・・・懲戒委員会 (弁護士のみで構成) による処分

－2004年2月11日 (改正) 法・・・1審は懲戒委員会 (弁護士のみ) の処分だが上訴可能＝上訴審は控訴院が管轄権をもつ

II 訪問先と内容

1 パリ大審裁判所軽罪部部長 SERGE PORTELI 氏

日時：2006年9月18日 (月) 午前10時～午後0時30分

場所：パリ弁護士会館会議室

(他に STEFANI 弁護士、ドローム弁護士の同僚、NATSUME さん)

- ・ フランスの裁判官 7000 人のうち、約 9 割が組合に加入している。そのうち最大の USN が組織率 60%、SM が 25% (SM は左翼的)。PORTRI 氏は裁判官経験 25 年で、SM のパリ支部長。裁判官には行動の自由、発言の自由があると思っている。
- ・ 司法官の職業倫理の問題は、司法官評議会で扱われる。そこでの審理は、同僚による審査という特徴がある。
- ・ 裁判官に発言の自由があるとは言っても、ジャーナリストとの関係では、注意が必要。

裁判官の発言は影響力が大きい。

- 刑事弁護士の役割は、権力に対するバリア、権力行使の限界付け、人権の保障にある。これに対して、裁判官の倫理は、民主主義社会における権力の自制の問題。裁判官と弁護士の関係では、裁判官に対する礼節を保持するというルールがある。弁護士倫理については、2005年にデクレが制定されたが、裁判官の倫理、警察官の倫理についてはルール作りの議論が行われているところ。
- 裁判官の倫理に先行して弁護士倫理が制度化された理由は、弁護士の職務が多様であって、より明確なルールが必要とされたから。
- Loyauté の問題
- 刑事弁護士の倫理の問題は、弁護士倫理全体の中では、ごく限られた部分を占めるに過ぎない。
- 秘密保持の問題は、捜査の秘密、予審の秘密との関係で重視される。
- 刑事手続における弁護士の権利義務は手続のあり方によって変わり得る。2007年の選挙のあと、刑事手続の大改革が行われる可能性があるが、そこでは「新しい弁護人像」が求められ、弁護人の active な活動が重視される。
-



2 パリ重罪院裁判長 DOMINIUE COUJARD 氏

日時：2006年9月18日（月）午後2時～4時

場所：パリ弁護士会館会議室

- 歴史的に、フランスの刑事手続における弁護人の活動は変化してきた。最初は弁護人は手続に存在せず、次いで弁護人の存在（立会い）が認められるようになり、さらに手

続に立ち会った弁護人が積極的な活動をすることが許されるようになってきた。たとえば、garde a vue（警察留置）には、弁護人は当初全く関与できなかったが、1990年代に弁護人が被疑者と会うことが認められ、弁護人と会うことのできる時間的制限がなくなり、次いで取調べへの立会いも認められるようになった。ただし、組織犯罪、テロ犯罪には例外がある。

- 組織犯罪については、ドイツでも弁護人が犯罪組織に加入していたとの理由で処罰された例がある。
- Garde a vue（警察留置）中の弁護人の関与は、限定的。たとえば弁護人は被疑者と接見した場合でも、捜査の秘密を保持しなければならないので、たとえば接見したことを被疑者の家族に伝えることも禁止される（ただし、警察の側が家族に通知することには問題はない）。
- 弁護人が鑑定を独自に依頼することは困難。鑑定人は、裁判所の名簿に登録されており裁判官が依頼するのが通常の形態。しかし、この鑑定人のシステムには問題もある。飛行機事故の事例で、鑑定人に登録されていたエアバスの関係者しか鑑定に立たず、会社側に有利な結論しか示されなかったという問題が生じた。
- 重罪院の手続では、捜査・予審の間は書類の伝達やコミュニケーションが制限されているが、公判段階になると被告人も書類の謄本を入手できるので、問題は起こらない。
- 証拠の問題としては、証拠自由の原則があるが、ある死体が発見されていない殺人事件で、問題のある調書を用いて有罪とされた例があった。証拠の適正という観点も必要。適正な証拠といえるためには、対審の手続を経た証拠であることが重要。その意味で、予審後にはじめて当事者が証拠を出してくることに問題がある（弁護人による対立鑑定もその意味で問題という趣旨か？）。
- 裁判官から見た刑事弁護人の役割について。弁護人と裁判官は異なるが、手続法の制約の中で真実を明らかにするという意味では、共通の目的を持つ。弁護人の存在はとりわけ捜査のあり方をチェックするために重要。
- 重罪院の手続における弁護人の役割について。陪審員を説得するには攻撃的な方法よりも説得的な方法が有用である。



3 パリの裁判所 (Palais de Justice) 見学

日時：2006年9月18日午後4時～

*控訴院の軽罪控訴事件（詐欺、量刑に争い）1件、軽罪裁判所の選挙違反事件1件を傍聴

4 パリ大審裁判所検事局 LAMBLING氏 (Avocat general)

(在フランス日本大使館一等書記官阪井光平氏他同席)

日時：2006年9月19日(火) 午前10時～12時

場所：パリ弁護士会館会議室

- LAMBLING氏は、弁護士、公認会計士等の専門職の訴追専門の検察官
- 弁護士が訴訟外で証人等と接触することは禁じられているが、明文の規定はない。
- 弁護士の懲戒事件は、年間300～350件、そのうち約100件が懲戒の決定を受けている。この決定には上訴が可能で、約半数は上訴されている（このうち検察官の控訴は10数件にすぎず、弁護士会長による控訴も3件あったのみ）（ちなみに、パリの弁護士数は約20000人）
- 懲戒の申立権は、検察官と弁護士会長にあり、検察官が弁護士会長に申立を促すこともある。事件の担当裁判官から検察官に告発があり、検察官が弁護士会長にそれを伝えるか、検察官に依頼者が直接告発し、手続を開始する例もある。
- 弁護士倫理として重要なのは、依頼者の財産を侵害しないこと、同僚の利益を侵害しないこと。若い弁護士に懲戒の対象となる者が多い。
- 弁護士は法令を遵守しなければならないが、刑事事件で特に重要なのは刑事訴訟法典に従うこと。その中でも捜査・予審の秘密を守ることが重要。

- 記録の取り扱いについては、刑事事件の記録を謄写した場合には依頼者の利益のためのみ使えるのであるから、第三者に渡すことなどは許されない。しかし、実際にこれが守られないことが多い。依頼者の家族や共犯者からの圧力によってこの守秘義務を犯す例が多い。この場合も経験の浅い若い弁護士が違反を犯しやすい。
- 弁護士は依頼者と独立していなければならないが、組織犯罪等の場合圧力から逃れることが難しい場合もある。
- 弁護士倫理違反を防ぐには、研修が重要。以前は2年間の研修期間があったが、現在は18ヶ月になっている。
- 懲戒の手続について。懲戒委員会は弁護士で構成される。パリの場合はパリ弁護士会単独で設置。地方では、控訴院単位で懲戒委員会を置いている。
- 弁護士が自らアリバイの調査をする場合など。弁護士が調査のために開示を受けた捜査記録を使うことには問題がある。自ら調査を行うのではなく、必要性を示して予審判事に捜査を請求すれば問題は生じない。
- 証人との接触について。弁護人がすでに判明している（予審で尋問を受ける）証人に接触することは禁止される。しかし、未知の証人を探して接触することは問題ない。証人と会うこと自体ではなく、証言を変えるよう働きかけることが問題になる。
- 弁護人と被告人の主張が食い違う場合について。弁護人が説明義務を尽くしたうえでなお意見が食い違う場合は、別の弁護人を紹介して辞任すべき。（国選弁護の場合はどうか？）
- 弁護人が接見のときに第三者との仲介をすることについて。事件の内容について第三者に話すことは禁止される。しかし、口頭で伝言を伝える場合、接見の秘密性からどのような話を伝えたかは、証拠が残らない。弁護士が逃走幫助の罪で重罪院に送られた例もある。また、経済犯罪（マネロン？）で10数人の弁護士が予審の審理中である。経済犯罪については、告発義務を課すヨーロッパ指針もある（弁護士については、弁護士会長が財務省に告発）。
- メディアとの関係。公知の事実であれば告発されない場合があるが、弁護士が自らメディアに情報を流すことには問題がある。Garde a vue 中に接見した弁護人が被疑者の言い分を伝える場合も、捜査の秘密を害してはならない（「無実だ」と伝える程度なら問題ないという趣旨か？）。
- 予審の秘密は、弁護人だけでなく、検察官も守らなければならない。証人等との接触禁止は弁護人と同様。



5 再度 Palais de justice 見学

日時：2006年9月19日午後

* 前日傍聴できなかった重罪院の手続を傍聴しようとしたが、開廷していた事件が性犯罪で非公開審理のため、傍聴できなかった。

6 FREDERIQUE PONS 弁護士、CANERE NATHALIE 弁護士

アメリカ(NY)の弁護士 STEVE 氏同席

日時：2006年9月19日(火) 午後6時～8時

場所：Pons 弁護士事務所・会議室

- ・ 弁護士の懲戒手続については、2005年5月24日のデクレで規定されている。伝統的な懲戒手続は、同僚弁護士によるもので、秘密性、不平等性、手続ルールの不存在という問題があった。ヨーロッパ人権裁判所の判例で懲戒手続に人権規約6条(公平な裁判所)の規定が懲戒手続にも適用されることになり、ルールが新たに制定された。人権裁判所の判例で要求された水準は、手続の公開、訴追と判断権者の分離。そこで新しいルールでは従来の弁護士会長の訴追ではなく、委員会により訴追を行う形に。懲戒手続に関する研修も行われるようになった。
- ・ 告発のあった事件の取り扱い。委員会のコーディネーターが却下、調査開始、審理付託(審理手続は公開)を振り分ける。却下事例については検察官が不服申し立てを行うことができる。手続期間は6ヶ月と定められている。
- ・ 懲戒になる事例としては、審理の秘密を漏らした例や証人に対する働きかけなど。軽罪による処罰を受けた場合も懲戒の対象になる。パリの例ではないが、法服を着たまま街頭でバイオリンを弾いていた(チップ稼ぎ?) 弁護士が懲戒されたこともある。

- ・ 弁護人が接見時に伝言を伝えることの可否。たとえば、「車を動かして」という伝言を伝えたところ、実はその家に車はなく、証拠隠滅のための符牒だった、ということもあり得る。捜査情報を伝えることも禁止される。外侮の者と情報伝達をしたい場合や書類を渡したい場合には、予審判事の許可をとれば問題はない。
- ・ 外部の者との接触には慎重さが必要。被告人がアリバイを主張している場合に、被告人の妻に「夫と一緒にいたか？」と尋ねることは不当な働きかけになる可能性がある。その場合「あなたはどこにいたか？」と聞くのであれば問題ない。
- ・ 研究者に記録を渡すことの可否。鑑定人の場合は、予審判事の許可を取って見せるのであれば良い。公認会計士にアドバイスを求める場合などは、公認会計士の側の職業倫理違反になる可能性があるが、防御のために、事実上アドバイスを求めることはある。
- ・ 判決手続になった段階では、予審の秘密は問題にならないので、第三者にアドバイスを求めることにはなんら問題はない。
- ・ 弁護人から見た予審判事の評価・・・いい面と悪い面がある。予審判事が優秀であれば、弁護人は何もしなくても被告人の言い分が聞いてもらえ、楽をして報酬を得ることができる。予審判事に問題があれば、弁護人は独自に活動できないだけに問題が残る。

